

がん登録部会の設置について

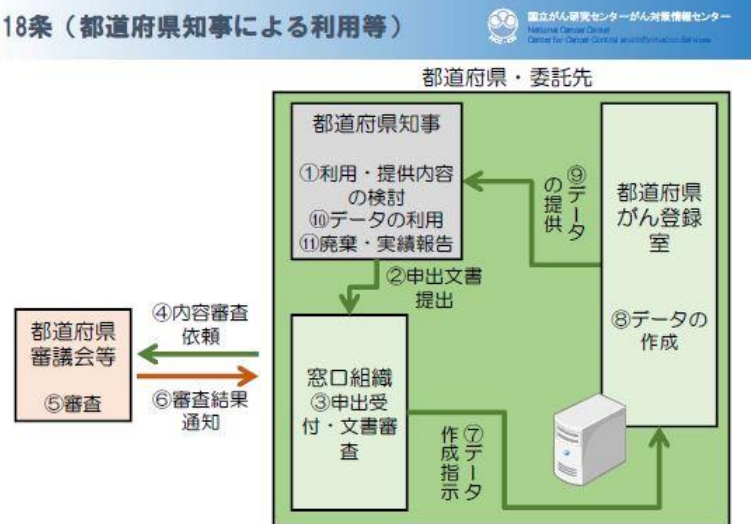
1. 全国がん登録について

平成 28 年 1 月 1 日より法施行となった「がん登録等の推進に関する法律」により、いわゆる「全国がん登録」が開始され、国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録・保存する仕組みが国によって整備された。全国がん登録は、がん医療の質の向上等、国民に対するがん・がん医療等・がん予防に関する情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施するための制度である。

全国がん登録に関する都道府県がん情報等については、がん登録法の第 3 節（第 17 条～第 22 条）「情報の利用及び提供」において利用提供に関する規定が設けられているが、県が関与する場合は以下 4 パターンが想定される。

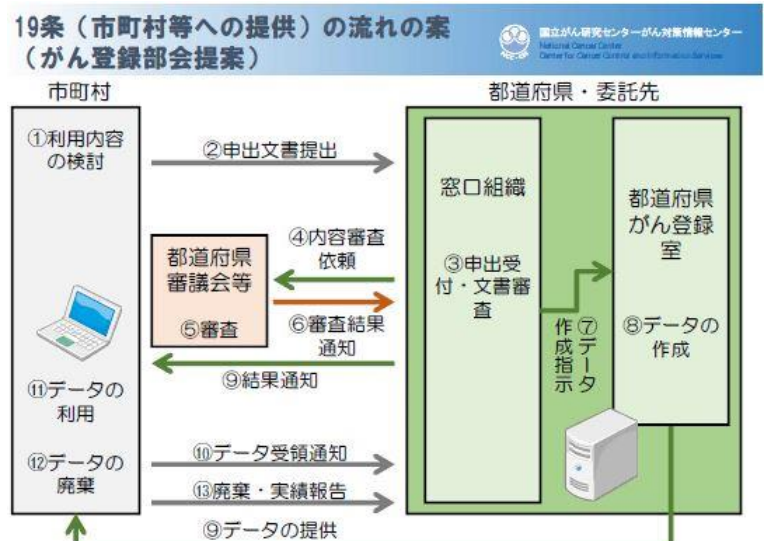
(1) 都道府県知事による利用等

18条（都道府県知事による利用等）

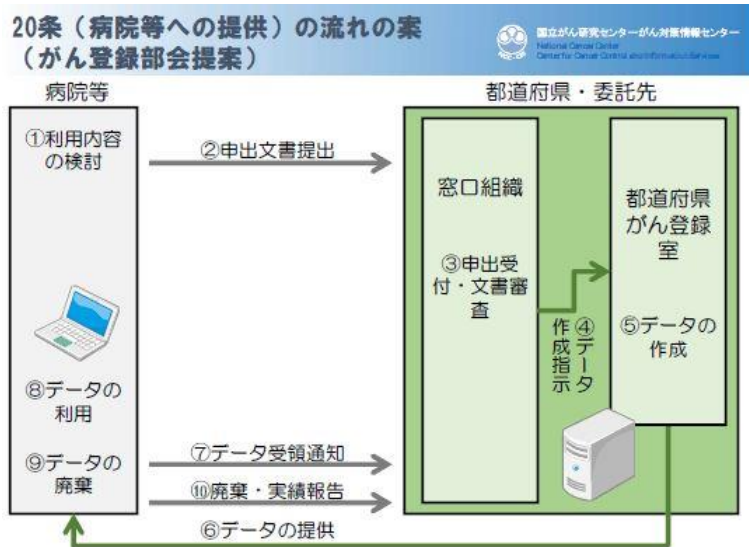


(2) 市町村等への提供

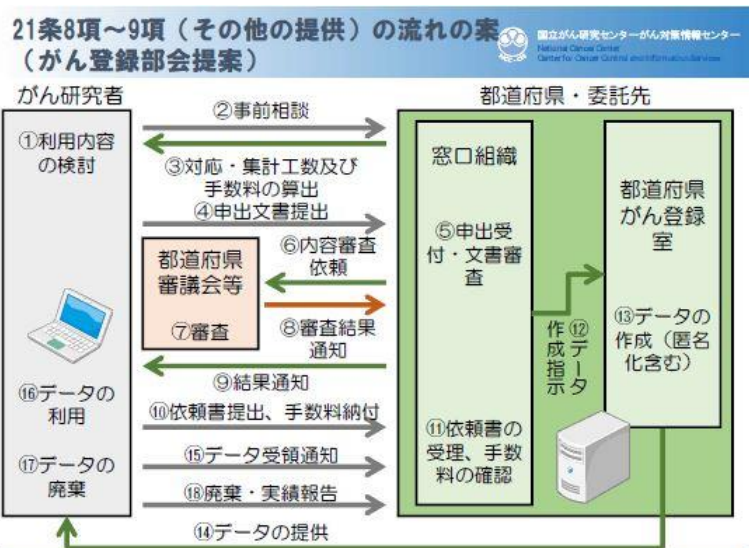
19条（市町村等への提供）の流れの案 （がん登録部会提案）



(3) 病院等への提供（自院届出分）



(4) その他の提供（がんに係る調査研究を行う者）



2. 「審議会その他の合議制の機関」について

全国がん登録データの利用提供に際し、病院等が自院届出分のデータ提供を求める場合（前項（3））を除いて、「都道府県審議会等」における審査が必要となる。法第18条第2項には「都道府県知事は、（中略）提供を行おうとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない」と規定されているが、現在、本県において、該当する合議制の機関は設置されていないことから、附属機関である当審議会の部会として、新たに「がん登録部会」を設置し、全国がん登録データの利用提供に関する審査を行うこととしたい。平成30年4月1日に施行した「神奈川県がん対策推進審議会規則」においても、本件を見越して部会の設置規定を盛り込んでいる。

3. 部会設置要綱（案）について

部会の設置要綱（案）は【資料1-2】を参照。所掌事項は、前述のとおり、法第18条・第19条・第21条第8項及び第9項に基づく全国がん登録データの利用申請に関する審査及びデータ提供可否の判断である。提供可否については、部会の結果をもって申請者へ結果通知を行い、その後、上位組織である当審議会開催時に、部会の審議状況・結果を報告するものとする。これは、予算や日程調整等、様々な事情により、当審議会及びがん登録部会ともに、利用提供の申請があった都度・随時に会議を開催することが困難である中で、申請者に対する迅速な結果通知（データ提供）を図るためである。

4. 部会開催スケジュール（案）

予算の制限もあり、部会は年に3回の開催とする。データ利用の申請については、下表のとおり提出期間を設定し、当該部会では審査対象とする提出期間内に受理されたものだけを審査し、臨時開催は極力しないものとする。

がん登録部会	提出期間	受付期間	がん対策推進審議会への報告時期
6月部会	旧年度1月 ～ 4月末	(4ヶ月)	第1回（7～9月開催）
10月部会	5月 ～ 8月末	(4ヶ月)	第2回（書面開催） もしくは 第3回（2～3月開催）
2月部会	9月 ～ 12月末	(4ヶ月)	第3回（2～3月開催）

5. 今後の流れ

- (1) 「がん登録部会設置要綱」を策定（課内決裁）し、委員委嘱作業を行う。
- (2) 12月末までに「第1回がん登録部会」を開催し、全国がん登録データの利用提供に係る体制整備（マニュアル等）について審議し、部会の了承を得る。
- (3) 年度末に開催予定の「平成30年度第2回がん対策推進審議会」において報告を行う。

※ 開催スケジュール案で示したとおり、平成31年1月～3月（平成30年度）の申請については、平成31年6月開催予定の部会で審査するものとする。

以上